第23回
定時株主総会招集ご通知

開催日時
2022年６月29日（水曜日）午前11時
（受付開始　午前10時30分）

開催場所
東京都千代田区神田練塀町３番地
富士ソフトアキバプラザ７階　EXルーム１

議決権行使期限：
2022年６月28日（火曜日）午後６時まで

目　次

第23回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 7
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役５名選任の件
第３号議案　会計監査人選任の件
第４号議案　取締役及び監査役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件
事業報告 …… 17
計算書類 …… 36
監査報告書 …… 39

株式会社イー・ロジット
証券コード：9327

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、健康状態にかかわらず可能な限り会場へのご来場を見合わせていただき、事前の議決権行使をご検討くださいますよう強くお願い申しあげます。
また、当日は会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の対策をいたしますので、ご協力賜りますようお願い申しあげます。

ネットで招集
Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・タブレット端末からもご覧いただけます。
https://s.srdb.jp/9327/

証券コード　9327
2022年６月10日

株　主　各　位

東京都千代田区神田練塀町68番地
eLogiT.com
株式会社イー・ロジット
代表取締役社長CEO角　井　亮　一

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本来であれば株主の皆様にぜひご来場いただきたいのですが、新型コロナウイルス感染拡大防止及び株主の皆様の安全のため、ご健康状態にかかわらずご来場はお控えいただきますようお願い申しあげます。当日ご来場いただかなくても、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年６月28日（火曜日）午後６時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1.　日　　時　2022年６月29日(水曜日) 午前11時 (受付開始　午前10時30分)

2.　場　　所　東京都千代田区神田練塀町３番地
富士ソフトアキバプラザ７階　EXルーム１
(末尾の株主総会会場のご案内図をご参照ください。)

3.　目的事項

報告事項　第23期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役５名選任の件

第３号議案　会計監査人選任の件

第４号議案　取締役及び監査役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.e-logit.com/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.e-logit.com/)に掲載させていただきます。
株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

株主の皆様へのお願い

■株主総会会場におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置を講じますが、株主の皆様におかれましては、株主総会当日のご来場はできるだけお控えいただき、議決権は事前に郵送によりご行使くださいますようお願い申しあげます。

ご来場される場合のお願い

■感染防止のため会場内の座席は一般的な場合よりも間隔を広げ、座席数を減らし運営を行います。そのため、座席数の関係上、ご入場をお断りさせていただく場合がございますので、ご理解くださいますようお願い申しあげます。

■開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染防止にご配慮いただきますようお願い申しあげます。

■当日は、受付にて検温を実施させていただく予定です。なお、会場内でのマスク着用等の感染防止にご協力いただけない方、体調不良と思われる方は、感染拡大防止の観点からご入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

■株主総会の所要時間短縮のため、議事進行の短縮、質疑応答の時間の制限、株主様からのご質問回数の制限をさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開催時期が変更されることがありえます。新型コロナウイルスへの新たな対応その他変更がある場合には、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。必ず下記URLをご確認いただきますようお願いいたします。

当社ウェブサイト　https://www.e-logit.com/

議決権行使のお願い

後記の株主総会参考書類をご検討いただき、以下いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 **2022年６月28日（火）午後６時到着まで**

インターネットによる議決権行使

詳細は５～６頁をご覧ください。

インターネットにより**議決権行使サイト**（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、議決権をご行使ください。

行使期限 **2022年６月28日（火）午後６時まで**

スマートフォンでの議決権行使はQRコードを読み取る方法をご利用ください

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにアクセスすることができます。

次頁に詳しくご紹介しています

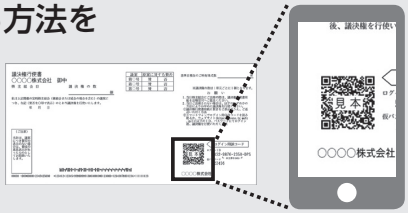

株主総会へ出席

当日のご来場はお控えいただくようお願い申しあげます。
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。

株主総会開催日時 **2022年６月29日（水）午前11時**

「ネットで招集」のご案内

本招集通知の主要コンテンツをパソコン・スマートフォン等でもご覧いただけます。

閲覧方法

以下、ウェブサイトもしくはQRコードにアクセスしてご覧ください。

https://s.srdb.jp/9327/

ネットで招集
Provided by TAKARA Printing

スマートフォンによる議決権行使

「スマートフォン用議決権行使サイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要で議決権行使サイトにアクセスできます。※上記方法での議決権行使は１回に限ります。

行使期限 2022年６月28日（火）午後６時まで

1 QRコードを読み取る

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

同封の議決権行使書用紙の右下**「スマートフォン用議決権行使サイトログインQRコード」**をスマートフォンで読み取ります。

2 議決権行使方法を選ぶ

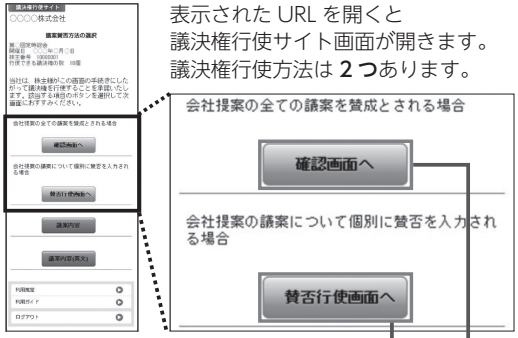

表示された URL を開くと
議決権行使サイト画面が開きます。
議決権行使方法は **2 つ**あります。

3 各議案の賛否を選択

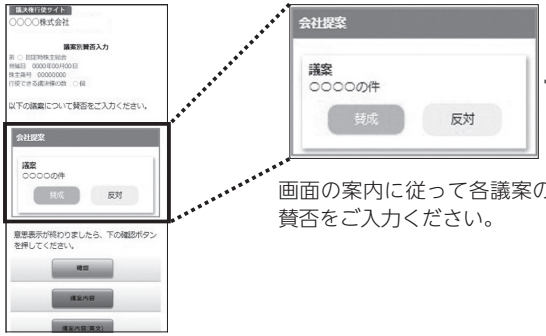

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

4 行使完了

行使完了！

行使内容の確認画面で問題なければ**「送信」**ボタンを押して行使完了！

ご確認ください！
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度 QR コードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

インターネットによる議決権行使

インターネットにより**議決権行使サイト**（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき議決権をご行使ください。

1 議決権行使サイトへアクセスする（パソコンの場合）

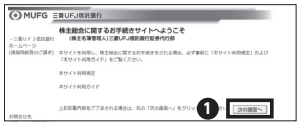

❶「**次の画面へ**」をクリック

2 ログインする

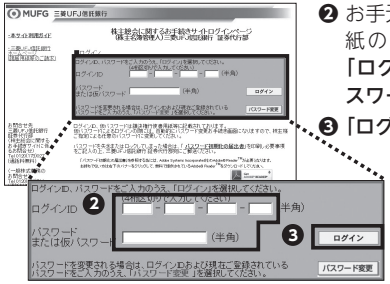

❷ お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「**ログインID**」及び「**仮パスワード**」を入力

❸「**ログイン**」をクリック

3 パスワードを登録する

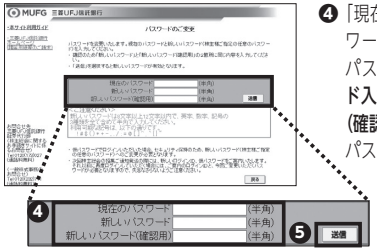

❹「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力のうえ、新しいパスワードを「**新しいパスワード入力欄**」と「**新しいパスワード（確認用）入力欄**」の両方に入力。パスワードはお忘れにならないようご注意願います。

❺「**送信**」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月28日（火）午後6時まで

ご注意事項

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- パソコン、スマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金・通信料金等は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前９時から午後９時まで

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンやスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①　変更案第15条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

②　変更案第15条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③　株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

④　上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

⑤　併せて定款第25条第２項の誤字を訂正するものであります。

（２）機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、定款変更案のとおり第43条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。なお、会社法第460条第１項に基づく定款の定めは設けず、本変更は剰余金の配当等についての株主総会決議を排除するものではありません。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現　行　定　款	変　　更　　案
第１条～第14条　　(条文省略)	第１条～第14条　　(現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	(電子提供措置等) 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第16条～第24条　　(条文省略)	第16条～第24条　　(現行どおり)
(取締役会の決議方法) 第25条　取締役会の決議は、議決権に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数を持って行う。 2　当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の目的である事項につき、取締役会の決議があったものともなす。	(取締役会の決議方法) 第25条　取締役会の決議は、議決権に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数を持って行う。 2　当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
第26条～第42条　　(条文省略)	第26条～第42条　　(現行どおり)

現　行　定　款	変　　更　　案
(新設)	（剰余金の配当等の決定機関） 第43条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
第43条～第44条　　(条文省略)	第44条～第45条　　(現行どおり)
(新設)	（附則） １．定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 ２．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 ３．本附則は、施行日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役５名選任の件

現任の取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため１名増員して取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
1	再任 角井亮一（かくい りょういち） 1968年10月25日	1994年４月 1998年３月 2000年２月 2011年１月 2015年４月 2018年３月 2022年５月	(株)船井総合研究所　入社 光輝物流(株)　入社 当社設立　代表取締役社長 (株)ライトヴァン　取締役 (株)ウケトル　代表取締役 (株)ウケトル　取締役(現任) 当社代表取締役社長CEO(現任)	1,228,400株
	（選任理由） 角井亮一氏は、2000年２月の当社設立以降、代表取締役社長として当社の経営の指揮を執り、当社の企業価値の向上に貢献しております。今後も、同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献ができると判断し、取締役候補者といたしました。			
2	再任 羽森綱平（はもり こうへい） 1977年11月21日	2000年10月 2010年９月 2011年９月 2014年９月 2017年２月 2020年９月 2021年６月 2022年５月	(株)ユニクロ　入社 同社　中京/神奈川地区　ブロックリーダー 同社　関西地区　ブロックリーダー 同社　マレーシア事業部　営業責任者 同社　カナダ事業部　営業部長 同社　ジャパンマーケティング部　リーダー 当社取締役通販物流事業管掌 当社常務取締役COO通販物流事業管掌(現任)	一株
	（選任理由） 羽森綱平氏は、大手グローバルアパレル製造小売業において培った、スタッフを多数抱える店舗運営、店舗とECを俯瞰したECマーケティング、異文化の中での海外事業における責任者としての経験と知見を活かし、2021年６月から当社の通販物流事業を統括してまいりました。今後も、その幅広い職務経験と知見により、当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献ができると判断し、取締役候補者といたしました。			

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
生年月日</th><th colspan="2">略歴、地位、担当及び
重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>新任
堀　池　康　夫（ほり いけ やす お）
1979年11月22日</td><td>2003年 4 月
2007年 8 月
2009年12月
2014年10月
2016年 2 月
2021年 4 月
2022年 2 月
2022年 5 月</td><td>(株)大京　入社
KPMG BRM(株)　入社
(株)テイクアンドギヴ・ニーズ　入社
同社　財務経理部　シニアマネージャー
(株)ビーロット　入社
同社　管理本部経理部　部長
当社入社　コーポレート管理部長
当社CFO兼経営管理部長(現任)</td><td>一株</td></tr>
<tr><td colspan="4">（選任理由）
堀池康夫氏は、経理、財務、コーポレート・ガバナンス等を中心に経営管理全般の職務経験と知見を有しております。それらの豊富な経験と知識を当社経営に活かし、当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献ができると判断し、取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>再任
秋　元　征　紘（あき もと ゆき ひろ）
1944年9月9日</td><td>1970年 4 月
1980年 1 月
1987年 2 月
1988年12月
1993年10月
1995年 9 月
2006年 5 月
2006年11月
2014年 2 月
2017年 3 月
2017年 6 月
2021年 2 月
2021年 3 月
2021年 8 月</td><td>日本精工(株)　入社
日本ケンタッキーフライドチキン(株)　入社
日本ペプシコーラ社(株)　取締役副社長
日本ケンタッキーフライドチキン(株)　常務取締役
(株)ナイキジャパン　代表取締役社長
ゲラン(株)　代表取締役社長
ワイ・エイ・パートナーズ(株)　代表取締役(現任)
レナ・ジャポン・インステイチュート(株)社外取締役(現任)
(株)FiNC Technologies　社外取締役(現任)
(株)ホワイトプラス　社外取締役
当社　社外取締役(現任)
(株)Premo　社外取締役(現任)
CFS(株)　社外取締役(現任)
(株)ウェザーニューズ　社外取締役(現任)</td><td>一株</td></tr>
<tr><td colspan="4">（選任理由及び期待される役割の概要）
秋元征紘氏は、グローバル企業の経営者としての豊富な経験と高い見識・能力を有しており、2017年６月から社外取締役として当社の経営を適切に監督いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、当社の経営全般の監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
5	再任 奥谷孝司（おくたにたかし） 1971年8月8日	1997年 1 月 2010年 2 月 2015年10月 2017年10月 2018年 9 月 2021年 4 月 2021年 6 月	(株)良品計画　入社 同社　WEB事業部部長 オイシックス・ラ・大地(株)　執行役員 (株)Engagement Commerce Lab. 設立代表取締役(現任) (株)顧客時間　共同CEO・取締役(現任) オイシックス・ラ・大地(株)　専門役員チーフ・オムニチャネル・オフィサー(現任) 当社　社外取締役(現任)	一株
	（選任理由及び期待される役割の概要） 奥谷孝司氏は、大手グローバル流通チェーンの商品開発・マーケティング部門において、また、上場会社の専門役員チーフ・オムニチャネル・オフィサーとして、豊富な経験と高い見識・能力を有しており、2021年６月から社外取締役として当社の経営を適切に監督いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の関係はありません。
2. 秋元征紘氏及び奥谷孝司氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は秋元征紘氏及び奥谷孝司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 秋元征紘氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって５年となります。
4. 奥谷孝司氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって１年となります。
5. 当社と秋元征紘氏及び奥谷孝司氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
7. 取締役候補者角井亮一氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるプログレス㈱が所有する株式数を含めて表示しております。同氏は、同氏の子会社等であるプログレス㈱において代表取締役の地位にあります。

第３号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありますEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに監査法人和宏事務所を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が監査法人和宏事務所を会計監査人の候補者とした理由は、同法人の品質管理体制、独立性、専門性及び監査報酬の水準を総合的に検討した結果、当社の事業規模に適した会計監査人であると判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名称	監査法人和宏事務所
主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田北乗物町７番地　KSビル
沿革	1979年２月　設立
概要	統括代表社員　　大嶋　豊 代表社員・社員　７名 監査関与会社数　20社（2022年３月31日現在）

第４号議案　取締役及び監査役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役及び監査役の報酬等の額は、2020年11月24日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬等の額につき年額250百万円以内(うち社外取締役分は年額50百万円以内)、監査役の報酬等の額につき年額50百万円以内とご承認いただいております。

このたび、当社の取締役(社外取締役を含む。)については、当社の業績向上及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、当社の監査役については、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、従来の報酬等の額とは別枠にて、当社の取締役(社外取締役を含む。)及び監査役(以下あわせて「対象役員」という。)に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、取締役につき年額50百万円以内(うち社外取締役分は年額10百万円以内)、監査役につき年額5百万円以内として設定したく、ご承認をお願いするものであります。

対象役員の報酬等として付与する新株予約権の具体的な付与時期及び割当数は、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定することといたします。

なお、現在の取締役は４名(うち社外取締役２名)、監査役は３名(うち社外監査役３名)ですが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は５名(うち社外取締役２名)、監査役は３名(うち社外監査役３名)となります。

本議案に係る報酬等の額の上限、発行される当社の新株予約権の総数その他の本議案に基づく対象役員への新株予約権の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社における対象役員の貢献度その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。対象役員に割り当てる新株予約権の内容は、次のとおりであります。

記

（１）新株予約権の割当を受ける者
当社の取締役(社外取締役を含む。)及び監査役

（２）新株予約権の数
各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内に当社の取締役(社外取締役を含む。)及び監査役に割り当てる新株予約権の数は、取締役につき1,700個(うち社外取締役300個)、監査役につき170個を上限とする。

（3）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社の普通株式とする。

新株予約権１個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

付与株式数は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割(当社株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

（4）新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

（5）新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定するものとする。

（6）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額又は割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近日の終値)のうちいずれか高い金額とし、１円未満の端数は切り上げる。

（7）新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当決議日から２年を経過した日より８年間の範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日が最終日となる。

（8）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても、権利付与時に取締役であった者は当社又は当社関係会社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の地位にあること、権利付与時に監査役であった者は当社又は当社関係会社の監査役の地位にあることを要する。ただし、取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではない。

② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③ 各新株予約権の１個未満の行使を行うことはできない。

④ その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

（9）新株予約権の取得の条件

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（8）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) その他

新株予約権に関するその他の事項については、今後開催される当社取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、対象役員のほか、当社の一定の役職以上の使用人に対しても、対象役員に対するものと同様の新株予約権を付与する予定です。

以　上

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで）

1.　会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による世界的な経済活動の停滞により、依然として厳しい状況にあり、段階的に経済活動の再開による持ち直しの動きが見られたものの、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況下、当社は『変化を先取りし、人々の感動体験を進化させ続ける』を経営ビジョンとして、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策を実施しながら、多様なお客様のニーズに寄り添った対応をより深い次元で実現することに取り組んでおります。

当社は、物流業務をアウトソーシングされるＥＣ通販事業者様に対して、商品保管・ピッキング・流通加工・梱包・配送・代金回収等を行う「物流代行サービス」と、ＥＣ通販サイトの運営における、商品撮影・受注処理・お問い合わせ対応等のカスタマーサポートを行う「運営代行サービス」を、ＥＣ通販事業者様や消費者(購入者)様のニーズに対応したワンストップのフルフィルメントサービスとして提供する通販物流事業を運営しております。

当社の通販物流事業を取り巻くBtoC-ＥＣ市場における物販系分野は、経済産業省「令和２年度 電子商取引に関する市場調査」によると、2020年の市場規模は12兆2,333億円と2019年(10兆515億円)から21.7％増となり、直近５年間の平均伸び率(8.6％)より急拡大しております。加えて、総務省の「家計消費状況調査」によると、ネットショッピング利用世帯割合の推移(二人以上の世帯)は、2020年の第１回目の緊急事態宣言解除後も50％超の水準で推移しており、ネットショッピングの利用増加は一過性の消費行動ではないことが見て取れます。

こうしたコロナ禍を契機とした消費行動の変容、キャッシュレス決済の普及・拡大、メーカーが自社商材をＥＣサイト上で消費者に直接販売するD2C(Direct to Consumer)の広がりなどにより、ＥＣ市場の拡大スピードはさらに加速することが予想されております。

当社では、このような事業環境を持続的成長のための投資フェーズと捉えており、売上高の高い成長を目指してまいります。これを実現するためにはフルフィルメントセンター(以下「ＦＣ」という。)の新規開設に加え、高付加価値サービスを提供し続ける必要があり、ＦＣの新規開設や人材育成・採用、営業力の強化等、費用対効果を測りながら継続的に先行投資を実施する方針であります。この方針に基づき、2021年６月に埼玉県草加市に埼玉草加ＦＣを新規開設いたしました。これにより、当社が運営するＦＣ数は、東京都に２施設、千葉県に１施設、埼玉県に３施設、大阪府に１施設の合計７施設、総延床面積は49,600坪となりました。

この結果、当事業年度の売上高は、11月から12月にかけての年末商戦期の出荷量が増加したことや、新規顧客の獲得と稼働が順調に推移したことにより、前年同期に比べ1,511,815千円増収の12,208,682千円(14.1％増)となりました。

利益面におきましては、イベントグッズ関連の売上が回復せず、新規開設したＦＣの賃借料増加を吸収できなかったことと、新規顧客の立ち上げ準備に伴う労務費・人材派遣費等が増加したことから、営業損失195,789千円(前年同期は営業利益238,426千円)、経常損失190,197千円(前年同期は経常利益241,154千円)、当期純損失342,238千円(前年同期は当期純利益151,557千円)となりました。

なお、当社は通販物流事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績の記載をしておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は102,718千円であり、その主なものは、埼玉草加ＦＣの新規開設に伴う内装工事等、既存ＦＣにおけるフォークリフト等の購入であります。

(3) 資金調達の状況

2021年４月19日に、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資による33,200株の新株発行により、45,816千円の資金を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

(6) 吸収分割又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題
当社が持続的な成長を実現するために、対処すべき課題は以下のとおりであります。

① 物流代行サービスの効率化
当社は、変化する通販事業者の需要動向を考慮し、適切な人員配置や業務効率の改善、フルフィルメントセンターの延床面積の拡大に努めることにより、適正な収益を獲得しております。しかしながら、労働人口の減少や雇用情勢の改善から人材の確保は難しくなってきております。したがって、業容の拡大には人員の採用手法の多様化への対応や教育制度を整備するとともに国内外の先端技術を導入することによるシステマティックな効率化の向上が必要不可欠であると考えており、これらを強化することによって物流代行サービスの効率化を進めるとともに、収益性の向上を図り、財務体質の強化に積極的に取り組んでまいります。

② 人材の採用及び育成
当社は、持続的な成長を達成するためには、各分野で専門的な能力を持った優秀な人材の確保が重要であると考えております。しかしながら、労働人口の減少や雇用情勢の改善から人材の確保は難しくなってきております。したがって、採用手法の多様化への対応や教育制度を整備するとともに、従業員定着率の向上を目指し、福利厚生制度の拡充やワークライフバランスを考慮した働きやすい職場環境づくり等、就業環境の改善に積極的に取り組んでまいります。

③ 新規・周辺領域サービスの拡充
当社は、持続的な成長を達成するためには、既存サービスの品質や業務効率の向上が重要であると認識しております。したがって、技術革新、通販事業者や通販利用者のニーズの変遷を迅速に取り入れ、新規・周辺領域サービスの拡充に積極的に取り組んでまいります。

④　情報管理体制の強化

当社は、顧客である通販事業者の注文に対する物流代行を行っており、購入者の個人情報を含む膨大な注文に関する情報を保有しております。そのため、システム設計、個人情報に関する社内でのアクセス権限の設定等、取り扱いには十分な注意を払っております。情報の取り扱いに際しては、ＩＳＭＳ認証(ＩＳＯ27001)及びプライバシーマークを取得し、個人情報保護方針及び社内規程に基づき、情報管理体制の整備・運用を強化することで情報漏洩防止に取り組んでまいります。

⑤　内部管理体制の強化

当社は、経営目標を達成するためには健全かつ効率的な内部管理体制の強化が必要不可欠であると考えております。そのために業務フローの整備や文書化を進めるとともに内部監査等による運用状況の確認と改善に努めております。また、リスク管理やコンプライアンスについては、常勤役員が出席するリスクコンプライアンス委員会を運営することで恒常的に意識を高めており、引き続き経営者を中心とした内部管理体制の強化に積極的に取り組んでまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第20期 2019年３月期	第21期 2020年３月期	第22期 2021年３月期	第23期(当期) 2022年３月期
売上高	7,446,577千円	8,385,453千円	10,696,866千円	12,208,682千円
経常利益又は経常損失(△)	389,671千円	102,705千円	241,154千円	△190,197千円
当期純利益又は当期純損失(△)	269,725千円	76,545千円	151,557千円	△342,238千円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	99.90円	28.35円	53.80円	△98.80円
総資産	3,007,092千円	3,279,362千円	5,016,622千円	5,239,482千円
純資産	1,027,411千円	1,085,633千円	2,057,096千円	1,767,388千円
１株当たり純資産額	380.52円	402.09円	605.03円	507.61円

(注) 当社は、2018年６月27日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を、2020年９月30日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

（10）重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況
該当事項はありません。

②　子会社の状況
該当事項はありません。

③　親会社等との間の取引に関する事項
該当事項はありません。

（11）主要な事業内容（2022年３月31日現在）

事　業　部　門	事　業　内　容
通販物流事業	インターネット通販事業者の物流代行及び物流業務コンサルティング

（12）主要な事業所（2022年３月31日現在）

名　　称	所　在　地
東京本社	東京都千代田区
大阪本社	大阪府東大阪市
東京セミナールーム	東京都千代田区
東京フルフィルメントセンター	東京都江戸川区
埼玉フルフィルメントセンター	埼玉県八潮市
三郷フルフィルメントセンター	埼玉県三郷市
足立フルフィルメントセンター	東京都足立区
大阪フルフィルメントセンター	大阪府大阪市
習志野フルフィルメントセンター	千葉県習志野市
埼玉草加フルフィルメントセンター	埼玉県草加市

（13）従業員の状況（2022年３月31日現在）

従 業 員 数	前期末比増減
187名（794名）	19名増（70名増）

（注）従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイムを含む。)は、年間平均雇用人員(１日１人８時間換算)を(　)外数で記載しております。

（14）主要な借入先（2022年３月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
㈱日本政策金融公庫	255,068千円
日本生命保険相互会社	50,000千円
㈱みずほ銀行	131,545千円
㈱三井住友銀行	114,824千円
㈱りそな銀行	165,925千円

（15）その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　11,440,000株
（2）発行済株式の総数　3,481,800株
（3）株主数　1,590名
（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
プログレス株式会社	800,000株	22.97%
角井亮一	428,400株	12.30%
光輝物流株式会社	364,000株	10.45%
行川久代	204,100株	5.86%
和佐見勝	163,000株	4.68%
ａｕカブコム証券株式会社	138,400株	3.97%
イー・ロジット従業員持株会	104,800株	3.00%
白木政宏	100,000株	2.87%
株式会社フルキャストホールディングス	90,000株	2.58%
五味大輔	75,000株	2.15%

（注）プログレス株式会社は当社代表取締役である角井亮一が株式を保有する資産管理会社であります。

（5）その他株式に関する重要な事項

① 2021年４月19日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が33,200株、資本金及び資本準備金がそれぞれ22,908千円増加しております。

② 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が48,600株、資本金及び資本準備金がそれぞれ7,028千円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2019年３月15日開催の取締役会決議による新株予約権

第１回新株予約権

① 新株予約権の数　500個

② 目的となる株式の種類及び数　普通株式100,000株（新株予約権１個につき200株）

③ 新株予約権の払込金額　払込を要しない

④ 新株予約権の行使価額　１株につき288円

⑤ 新株予約権の行使条件

ア 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

イ 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

ウ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

⑥ 新株予約権の行使期間　2021年３月16日から2029年３月15日まで

⑦ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	180個	普通株式　36,000株	１名
社外取締役	20個	普通株式　4,000株	１名
監査役	10個	普通株式　2,000株	１名

2020年７月15日開催の取締役会決議による新株予約権
第３回新株予約権

① 新株予約権の数　300個
② 目的となる株式の種類及び数　普通株式60,000株（新株予約権１個につき200株）
③ 新株予約権の払込金額　払込を要しない
④ 新株予約権の行使価額　１株につき500円
⑤ 新株予約権の行使条件

ア 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

イ 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

ウ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

⑥ 新株予約権の行使期間　2022年７月16日から2030年７月15日まで
⑦ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	100個	普通株式　20,000株	１名
社外取締役	20個	普通株式　4,000株	１名
監査役	20個	普通株式　4,000株	２名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2022年３月31日現在）

（1）取締役及び監査役の氏名等

地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	角井亮一	㈱ウケトル　取締役
取締役	羽森綱平	通販物流事業管掌
取締役	秋元征紘	ワイ・エイ・パートナーズ㈱　代表取締役 レナ･ジャポン･インステイチュート㈱　社外取締役 ㈱FiNC Technologies　社外取締役 ㈱Premo　社外取締役 CFS㈱　社外取締役 ㈱ウェザーニューズ　社外取締役
取締役	奥谷孝司	㈱Engagement Commerce Lab.　代表取締役 ㈱顧客時間　共同CEO・取締役 オイシックス・ラ・大地㈱　専門役員チーフ・オムニチャネル・オフィサー
常勤監査役	小野田博文	
監査役	芹沢俊太郎	TRAD税理士法人　代表社員 TRADコンサルティング㈱　代表取締役 みさき監査法人　代表社員 ㈱セラク　社外監査役 ㈱ウケトル　社外監査役 ユミルリンク㈱　社外監査役
監査役	黒川久幸	国立大学法人東京海洋大学　教授

（注）1. 取締役秋元征紘氏及び奥谷孝司氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役小野田博文氏、監査役芹沢俊太郎氏及び監査役黒川久幸氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 2021年６月29日開催の第22回定時株主総会において、羽森綱平氏及び奥谷孝司氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
4. 小宮重蔵氏は2021年８月31日に取締役を辞任いたしました。なお当該取締役の辞任時の担当はコーポレート管理部長、重要な兼職は㈱アイシージェイ取締役であります。
5. 各社外取締役及び社外監査役が、役員等を兼務する他の各法人等と当社との間に特別な関係はありません。
6. 監査役芹沢俊太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、取締役秋元征紘氏、取締役奥谷孝司氏、監査役小野田博文氏、監査役芹沢俊太郎氏及び監査役黒川久幸氏の５名を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び各監査役は、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

① 被保険者の範囲

当社は、当社の役員等を被保険者とした、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違反行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

ア．取締役の報酬等の決定に関する基本方針

当社の取締役の報酬等は、中長期的な企業価値向上を図り優秀な人材を確保・維持できるインセンティブとして十分に機能するような報酬制度とし、個人別の報酬等の決定に関しては透明性及び公平性を重視することを基本方針としております。

イ．個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、基本報酬である固定報酬、非金銭報酬等(株式報酬・ストックオプションを含む。)と業績連動報酬等で構成するものとしております。

固定報酬は、株主総会で承認を得た報酬上限額の範囲内において、各取締役の役割、責任、会社業績等を総合的に勘案して決定し、毎月現金で支払っております。

非金銭報酬等は、当社の業績向上及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、毎年一定の時期に、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において付与する方針としております。個人別の付与数は、各取締役の役割、責任、会社業績等を総合的に勘案して決定します。また、監査役については、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として付与する方針としております。

業績連動報酬等(社外取締役を除く。)は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬として毎年一定の時期に支給する方針としております。目標となる業績指標とその値は、環境の変化に応じて、適宜見直しを行うものとしております。

固定報酬、非金銭報酬等と業績連動報酬等の割合については、健全なインセンティブとして機能するよう、経営環境、経営状況等を考慮しながら、支給の都度適切な割合を決定する方針であります。

なお、上記の非金銭報酬等及び業績連動報酬等に係る方針については、2022年５月に取締役会で決議しており、取締役(社外取締役を含む。)及び監査役に対する非金銭報酬等(ストック・オプションとしての新株予約権)に関する報酬等の額及びその内容については、本総会に付議する予定であります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、2020年11月24日開催の臨時株主総会において年額250百万円以内(うち社外取締役分は年額50百万円以内)と決議されております。当該臨時株主総会終結時点での取締役の員数は４名(うち社外取締役は１名)です。

監査役の報酬の額は、2020年11月24日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点での監査役の員数は４名(うち社外監査役は４名)です。

③　取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長角井亮一に取締役の個人別の報酬額の決定を委任しております。

これは、代表取締役社長である角井亮一は、当社の筆頭株主(同氏の資産管理会社を含む。)であり、株主の皆様と利害が一致することから、取締役の個人別の報酬額を決定する者として適切であると取締役会が判断したためであります。

取締役の個人別の報酬額の決定に当たっては、株主総会で承認を得た報酬上限額の範囲内において、役割、責任、会社業績等を総合的に勘案して決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④　取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	66 (2)	66 (2)	— —	— —	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	12 (12)	12 (12)	— —	— —	4 (4)

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載したとおり、各社外役員が役員等を兼務する法人等と当社との間に特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏　名	地　位	主な活動状況
秋　元　征　紘	社　外　取　締　役	当事業年度中に開催された取締役会17回の全てに出席し、主にグローバル企業の経営者としての豊富な知識や経験に基づく総合的見地から適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
奥　谷　孝　司	社　外　取　締　役	当事業年度中に開催された取締役会17回の全てに出席し、主に上場会社の専門役員チーフ・オムニチャネル・オフィサーとしての豊富な知識や経験に基づく総合的見地から適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
小野田　博　文	常　勤　監　査　役 (社外監査役)	当事業年度中に開催された取締役会17回及び監査役会13回の全てに出席し、主に物流業界で培った豊富な知識や経験に基づく総合的見地から適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
芹　沢　俊太郎	社　外　監　査　役	当事業年度中に開催された取締役会17回及び監査役会13回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
黒　川　久　幸	社　外　監　査　役	当事業年度中に開催された取締役会17回及び監査役会13回の全てに出席し、主に物流に関する豊富な知識や経験に基づく専門的見地から適宜質問、意見表明等の発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

（2）報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,700千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の報酬等について、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの相当性について判断した結果、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（3）非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において決定した会社法及び会社法施行規則に定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、以下の内部統制システムを整備し運用しております。

当社は、本基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、本基本方針についても、経営環境の変化等に対応して適宜見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めてまいります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（ア）当社の取締役及び使用人が、法令、定款及び規程を遵守し、倫理観、法令遵守、社会的責任及び社会貢献を徹底するため、業務遂行上の行動規範を定める。

（イ）当社は、コンプライアンス管理体制を構築する部門を設置し、必要に応じて研修の実施、規程・マニュアルの作成等を行い、法令等の遵守について役職員に周知する。

（ウ）当社の内部監査部門は、法令等の遵守状況に留意した内部監査を行う。

（エ）当社は、法令等の遵守に反する行為等について、内部通報を利用できる体制を整備し、内部通報制度運用規程を定める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（ア）当社は、取締役会規程及び文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報は、これらに従い文書(電磁的媒体を含む)に記録し、必要に応じて閲覧できるように保管する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（ア）当社は、代表取締役をリスク管理責任者とする。リスク管理体制を構築する事務局を設置し、定期的にリスクの洗い出しを行い対策を検討する。必要に応じて研修の実施、規程・マニュアルの作成等を行い、リスク管理について役職員に周知する。

（イ）当社の内部監査部門は、リスク管理に留意した内部監査を行う。

（ウ）当社の監査役は、会社のリスク管理に問題があると認められる場合は、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ア）当社は、取締役の職務の執行の効率性を確保するため、組織規程及び職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限を明確にする。

（イ）当社は、取締役会を毎月１回開催する他、経営の重要事項に関する取締役の情報共有及び協議を行うため、常勤取締役、常勤監査役及び幹部社員を構成員とする経営会議を毎月１回開催する。

⑤　監査役の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役からの独立性に関する事項、監査役の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（ア）監査役がその職務を補助すべき取締役及び使用人(以下、「監査役補助者」という)を置くことを求めた場合、監査役会の同意を得た上で、合理的な範囲で監査役補助者を任命する。監査役補助者は、監査役の指揮命令に従って業務を行う。

（イ）監査役補助者の人事考課、人事異動、懲戒処分については、監査役会の同意を得た上で決定する。

⑥　当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

（ア）当社は、取締役会の他、経営上の重要事項については経営会議にて協議及び報告することとし、常勤監査役は当該会議に出席して情報の収集にあたり、その内容を把握する。

（イ）当社の監査役は、内部監査の実施状況の報告を内部監査人より受けることとする。また、役職員からの内部通報の内容について担当部門より報告を受ける他、直接内部通報を受けられる体制を整備する。

⑦　報告者が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

（ア）当社は、監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを内部通報制度運用規程により禁止する。

⑧　監査役会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

（ア）当社の監査役は、職務の執行に必要な費用について当社に請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（ア）当社の監査役は、監査役会を月１回開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催する。

（イ）当社は、監査役会が決定した監査役会規程及び監査役監査基準に基づく監査計画を尊重し、監査役監査の実施と環境の整備に協力する。

（ウ）当社の監査役は、内部監査人及び会計監査人と定期的に会合を設け、監査関連情報の交換等を行う。

（エ）当社の監査役は、代表取締役と定期的に会合を設け、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請等を行う。

⑩　反社会的勢力排除を確保するための体制

（ア）当社は、反社会的勢力との関係を排除することを目的として、反社会的勢力排除・対応規程を定め、これに基づき行動する。

⑪　財務報告の信頼性を確保するための体制

（ア）当社は、財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムの整備、運用及び評価を継続的に行い、不備に対する是正処置を講ずる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①　内部統制システム全般について

当社は、内部監査業務を通じて、内部統制システム全般の整備・運用状況の評価及び改善を実施しております。

②　リスク管理体制について

当社は、リスク管理規程に基づき様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には迅速かつ的確に対応することを目的としてリスクコンプライアンス委員会を設置し、適切に対処することができる仕組みを講じております。

③　コンプライアンスについて
当社は、法令遵守体制の点検・強化を推進するためコンプライアンス規程に基づき必要に応じてリスクコンプライアンスを設置し、適切に対処することができる仕組みを講じております。また、内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

④　取締役の職務遂行について
当社は、取締役会規程に基づき原則として月１回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務の遂行の監督を行っております。なお、当事業年度は取締役会を17回開催しております。

⑤　監査役の職務遂行について
監査役は、取締役会への出席並びに取締役及び使用人からのヒアリングに加え、常勤監査役による経営会議等重要な会議への出席を通じて、当社の内部統制の整備及び運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。また、監査役は会計監査人及び内部監査人など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

7.　株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8.　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして捉えており、経済動向、経営成績及び財務状況等を総合的に勘案し、配当を実施しております。また、当社は成長過程にあるため、事業規模の拡大には新規のフルフィルメントセンターの賃貸借や設備の購入等の先行投資が必要であるため、内部留保を充実させていくことも必要であると認識しております。今後も経済動向、経営成績及び財務状況等を総合的に勘案し、株主還元策として安定的に配当を実施していく方針であります。

貸借対照表

（2022年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
[流動資産]	**[3,519,426]**	**[流動負債]**	**[2,762,178]**
現金及び預金	2,070,057	買掛金	862,557
売掛金	1,151,835	１年内返済予定の長期借入金	191,588
貯蔵品	24,116	リース債務	2,345
前払費用	235,594	未払金	1,446,670
その他	49,828	未払費用	59,148
貸倒引当金	△12,004	未払法人税等	19,756
[固定資産]	**[1,720,056]**	未払消費税等	40,446
有形固定資産	**379,673**	前受金	31,771
建物附属設備	227,490	預り金	37,646
車両運搬具	23,455	賞与引当金	70,000
工具、器具及び備品	121,946	その他	246
リース資産	1,680	**[固定負債]**	**[709,916]**
建設仮勘定	5,100	長期借入金	525,774
無形固定資産	**15,457**	長期預り保証金	94,389
のれん	5,000	リース債務	6,186
ソフトウェア	2,554	資産除去債務	83,566
ソフトウェア仮勘定	7,902	**負債合計**	**3,472,094**
投資その他の資産	**1,324,925**	**純資産の部**	
出資金	40,773	**[株主資本]**	**[1,765,038]**
投資有価証券	3,219	**資本金**	**522,536**
長期前払費用	2,324	**新株式申込証拠金**	**543**
差入保証金	1,203,309	**資本剰余金**	**442,536**
破産更生債権等	13,359	資本準備金	442,536
繰延税金資産	38,760	**利益剰余金**	**799,422**
その他	49,700	利益準備金	9,106
貸倒引当金	△26,521	その他利益剰余金	790,315
		繰越利益剰余金	790,315
		[評価・換算差額等]	**[2,349]**
		その他有価証券評価差額金	2,349
		純資産合計	**1,767,388**
資産合計	**5,239,482**	**負債及び純資産合計**	**5,239,482**

損益計算書

（2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**12,208,682**
売上原価		**11,637,503**
売上総利益		**571,178**
販売費及び一般管理費		**766,967**
営業損失		**195,789**
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	1,943	
保険金収入	4,891	
物品売却益	5,093	
その他	1,036	12,984
営業外費用		
支払利息	3,824	
投資事業組合運用損	2,763	
株式交付費	593	
その他	212	7,393
経常損失		**190,197**
特別利益		
投資有価証券売却益	2,141	2,141
特別損失		
減損損失	102,263	
固定資産除却損	842	103,105
税引前当期純損失		**291,161**
法人税、住民税及び事業税	22,931	
法人税等調整額	28,144	51,076
当期純損失		**342,238**

株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
			資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	492,600	—	412,600	412,600	8,086	1,143,774	1,151,861	2,057,061	35	35	2,057,096
当期変動額											
新株の発行	22,908		22,908	22,908				45,816			45,816
新株の発行(新株予約権の行使)	7,028	543	7,028	7,028				14,600			14,600
利益準備金の積立					1,020	△1,020	—	—			—
剰余金の配当						△10,200	△10,200	△10,200			△10,200
当期純損失						△342,238	△342,238	△342,238			△342,238
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									2,314	2,314	2,314
当期変動額合計	29,936	543	29,936	29,936	1,020	△353,458	△352,438	△292,022	2,314	2,314	△289,708
当期末残高	522,536	543	442,536	442,536	9,106	790,315	799,422	1,765,038	2,349	2,349	1,767,388

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年６月３日

株式会社イー・ロジット
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　三　浦　　太

指定有限責任社員
業務執行社員　新　居　　伸　浩

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社イー・ロジットの２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日までの第２３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月9日

株式会社イー・ロジット　監査役会

常勤社外監査役　小野田　博　文　㊞

社外監査役　芹　沢　俊太郎　㊞

社外監査役　黒　川　久　幸　㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

日時　2022年６月29日（水曜日）
午前11時（受付開始 午前10時30分）

会場　東京都千代田区神田練塀町３番地
富士ソフトアキバプラザ　７階
EXルーム１

アキバプラザ 1階 フロアマップ

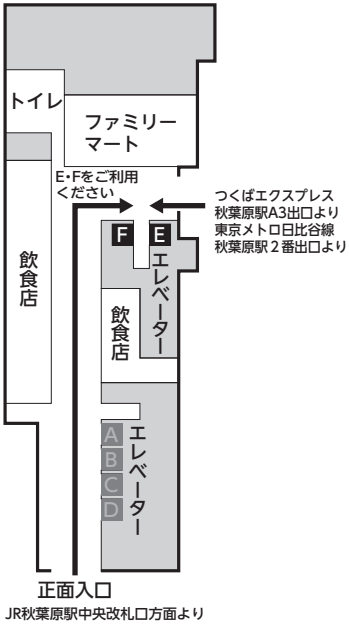

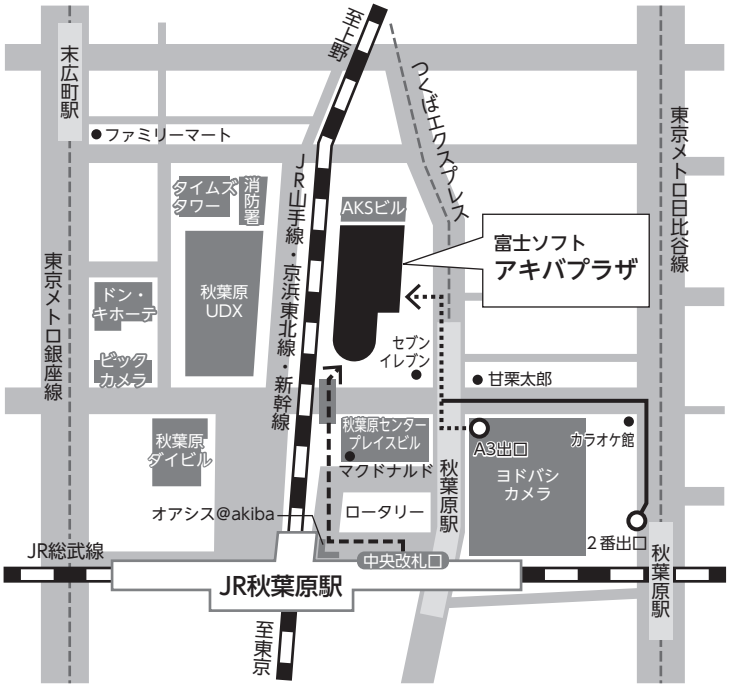

交通案内

JR	秋葉原駅	中央改札口	徒歩２分	会場
つくばエクスプレス		A3出口	徒歩１分	
東京メトロ日比谷線		２番出口	徒歩３分	

※会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

e-LogiT.com

UD FONT